

寄稿

サプライチェーンにおけるCSR推進



高井 通彰 (たかい みちあき)
伊藤忠商事株式会社
CSR・コンプライアンス統括部CSR推進室長

1. はじめに

企業のCSRへの取り組みが広がる中で、サプライチェーンにおける人権、労働への配慮がCSR課題であるとの認識が2006年ごろから高まっており、電子情報技術産業協会が「サプライチェーンCSR推進ガイドブック」を2006年8月に策定し、業界全体で対応を進めていた。途上国からの輸入業務をはじめ、海外貿易を生業とする商社も対応を迫られたが、取引サプライヤーの数が非常に多いこと、商品と取引形態が多様なことなどのハードルが予測された。そのような中で伊藤忠商事が2007年から踏み出したサプライチェーンのCSR実態調査につき報告する。

2. サプライチェーンの実態調査の進め方

当社では繊維、機械、食料など7つのディビジョンカンパニーが多種多様なビジネスを展開している。サプライヤーと対面し、取引を行うのはカンパニー内の各営業部のため、サプライヤーCSR調査も営業部が主体となって実施するプランが妥当であると考えた。しかし、ここでいくつか問題が挙げた。①各部署の取引サプライヤー数がかかなり多いこと、②営業部員が人権CSRの考え方になじんでいないことである。

(1) 調査対象の絞り込み

全社のサプライヤー登録件数を調べると約10万件に上り、調査する必要のあるサプライヤーを絞り込むことにした。そこで、CSR推進室として次の3つのガイドラインを提示した。

- 高リスク国 34カ国： FTSE4Goodのクライテリアを参照した
28カ国+アジア6カ国
- 高リスク商品： FTSE4Goodのクライテリアを参照した
高リスク商品
- 取扱金額： 年 5,000万円以上

このガイドラインの下で、カンパニーごとに取り形態、業界など

をそれぞれが考慮して調査対象を絞り込み、リスト作りを行った。一方で、生活資材（木材）部門では以前から全サプライヤーの調査をしていたことから、リスク国を絞らずに調査した。

(2) サプライヤーCSRチェックリスト

営業マンの理解を進め、人権・労働面のサプライヤー調査の実効性を挙げるために、チェックリストを用意することにした。CSR推進室が基本型を作り、各カンパニーがそれぞれの業界に即した内容に一部変更を加える方式を取った。つまり、人権、労働の基本項目は押さえたうえで、繊維カンパニーでは知的所有権の保護、食料カンパニーは食品安全、生活資材（木材）部門は環境維持について質問項目を加えるといった変更である（図1）。このチェックリストにより、営業マンや駐在員が的確にサプライヤーのCSRチェックができるようにした。また、原則として当社スタッフの訪問調査を指導した。

調査対象のリスト作りとチェックリストの準備ができた2007年11月から各営業部によるサプライヤーの実態調査が始まった。初めは漠然と渋っていた営業マンも道具がそろったことで、すべきことが見えてきたため、出張、商談の時に合わせて調査を行うなど全社的に調査が進み始めた。折しも、2007年は消費生活用品安全法

図1 チェックリストの例：繊維カンパニー

[繊維カンパニー]		会社名： _____	
サプライヤー調査票		ITC担当組織： _____	
		記入責任者： _____	
		チェック欄	コメント
1	法令遵守の方針・体制があり実行されている		
2	結社の自由、団体交渉の権利を保証している		
3	強制労働を行っていない		
4	児童労働を行っていない		
5	雇用及び職業における差別を行っていない		
6	労働安全衛生と健康を守るための対策が実施されている		
7	労働時間に対する当該国の法令等を遵守している		
8	最低賃金に関する当該国の法令等を遵守している		
9	取引等からの苦情・クレームに対応する方針・体制があり実行されている		
10	環境に対する方針・体制がある/環境に関連する当該国の法令等を遵守している		
11	知的財産権を侵害した商品を取り扱っていない		
12	仕入れ先について、仕入れ品の原産地を把握し、環境・社会側面のチェックを行っている		

表1 カンパニーごとの調査対象会社と実績

(単位：社)

カンパニー	対象会社数	調査実施会社数
繊維	21	17
機械	12	12
金属・エネルギー	8	8
生活資材・化学品	160	149
食料	64	57
金融・不動産・保険・物流	19	18
合計	284	261

(2008年11月現在)

の施行、食品安全事故などが続き、サプライヤーの信頼確保が重要になっていたことも、この取り組みに追い風になった。

農産物など商品によってサプライヤーの操業シーズンが限られるケースもあったが、2008年3月に229社まで調査が進み、2008年11月には261社に達した（表1）（23社は取引がなくなっていたため調査を中止）。世間一般には、商社がサプライチェーンを支配しているような認識もあるようだが、サプライヤーが国営企業の場合など、実際にはこのような調査アプローチをすること自体に難しさが伴うケースもあった。

3. 調査結果の総括

社内制度の不備など一部改善が必要なサプライヤーも見受けられたが、強制労働、児童労働のような喫緊の問題は見つからず、おおむね体制は整っていた。改善点については営業部署に通知し、今後のビジネスやCSR調査によって改善を図っていくこととした。今回の調査の全体の効果を列挙する。

① サプライヤーのレベルチェック

調査結果からは、緊急性のある深刻な問題がないことが把握できた。また、販売先への調査

結果の説明も可能となった。今後はビジネス面と併せてサプライヤーの選択にも活用できる。

② SCMの重要性の認識

今回の調査の実行により、サプライチェーンマネジメント（SCM）の重要性に対する社員の意識が向上した。CSRの取り組みに関する社員アンケートにおいても、SCMはリスク管理上重要との声が大勢を占めた。

③ 社員のリスク認知度の向上

実態調査をした社員は人権・労働問題やCSR課題がどこに存在するのかを体感し、認知した。

④ 伊藤忠商事のCSRに対する意思表示

サプライヤーに対して、他のステークホル

ダーに対しても、伊藤忠商事が全社的にCSRを重視し、サプライヤーまで含めたCSR推進を実践しようとしている意思表示となった。

4. SCMのレベルアップ

今回の調査は第1回目である。手探りの部分もあり、実行してみて分かってきたことも多々あった。今後は調査法の改善を図りつつ、定期的に調査を継続し、サプライヤーのフォローアップをしていきたい。また、必要に応じて調査対象を拡大していくことにより、SCMをレベルアップさせていくことが、社会的な要請に添えていくことと考えている。



サプライチェーンCSR行動指針

2008年11月19日

社団法人日本貿易会

<まえがき>

日本貿易会は、経済のグローバル化、市民社会の成熟化などを背景に、企業の社会的責任（CSR）を問う声の高まりを受け、2005年、「商社行動基準」を改定した（1973年に「総合商社行動基準」として策定、1999年、「商社行動基準」へと改定）。

また、商社行動基準において“経営の理念と姿勢”として位置づけた地球環境の問題への取り組みとして2002年に「環境行動基準」を策定している。

今般、自社のみならず、サプライチェーンマネジメントにおけるCSRへの取り組みが強く求められる状況を踏まえ、商社行動基準の精神に則り、「サプライチェーンCSR行動指針（ガイドライン）」を策定する。

<本文>

我々はサプライヤーをはじめとする取引先に対して、以下に掲げる項目の理解と実践を求め、取引先と共にCSR活動を推進していきます。

1. 従業員の人権を尊重し、非人道的な扱いを行わない。
2. 従業員に対する強制労働・児童労働・不当な低賃金労働を防止する。
3. 従業員に対して安全、衛生的でかつ健康的な労働環境の提供に努める。
4. 従業員の生命・身体の安全を守るため、災害・事故などの緊急時の対応策を準備し、周知徹底する。
5. 地球環境の健全な維持に努める。
6. 内外の法令を遵守し、公正な取引及び政治・行政との健全な関係を維持する。
7. 上記に関する情報の適時・適切な開示を行う。